

樹木の保存、表土の保全 概要

(法第 33 条第 1 項第 9 号、令第 23 条の 3、28 条の 2、省令第 23 条の 2)

1. 概要

- ・ 開発区域の面積が 1 ha 以上の開発行為にあつては、環境を保全するため、開発区域内に存する樹木、表土を保存し、保全しなければなりません。
- ・ 下記の手順に従い、現況調査の上、計画図の作成の上、本市と協議してください。事業完了時に実施報告も必要です。

2. 必要な手続き

(1)計画書の作成、協議

- ・ 現況調査を行い、計画書として以下の書類をとりまとめ、協議してください。

	書類名	備考	部数
①	樹木の保存・表土の保全に関する計画書兼実施書（鑑）	様式使用	2部
②	位置図		
③	現況調査資料	a.保存すべき樹木の位置図 b.高さ 1m 以上の切土、盛土を行なう土地の範囲図 c.現況写真	
④	計画図	a.樹木の保存計画図 b.表土の保全計画図	
添付書類	開発事業審査申出書に対する意見について（回答）（写）	当課からの回答。	1部
	開発事業審査申出書（写）	指導課等に提出した書類の表紙のみ。一部変更している場合は変更内容が分かるものを添付。	
	委任状	当業務について事業主から委任を受けていることが分かるもの。	

- ・ 樹木の保存・表土の保全措置が必要な開発規模の場合（1 ha 以上）は必ず作成してください。調査により、保存を要する樹木がない場合は樹木の保存措置、1 m 以上の切土・盛土を行なう面積が 1,000 m²未満の場合は表土の保全措置は必要ありませんので、書類④の a もしくは b の作成は必要ありません。

書類解説

③現況調査資料

a.保存すべき樹木の位置図

【高さ 10m 以上の樹木の位置図】

- ・ 高さ 10m 以上の樹木について調査し、位置図を作成してください。

- ・ 樹高及び樹種の一覧表を添付してください。

【高さ5m以上の樹木の集団の位置図】

- ・ 高さ5m以上の樹木の集団について調査し、位置図を作成してください。（面積が300㎡以上の集団が対象となります。）
- ・ 樹木の集団の面積、求積根拠、主な構成樹種を記載して下さい。

b.高さ1m以上の切土、盛土範囲図…求積根拠を記載してください。

c.現況写真

- ・ 下記の状況が分かる写真を撮影してください。

項目	備考
高さ10m以上の樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の高さが10m以上あることが判別できること。 ・ 対象樹木が10本以下の場合は全数、11本から100本までの場合は10本以上、それ以上の場合は10本につき1本以上撮影。
高さ5m以上の樹木の集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団毎に撮影。（全数） ・ 樹木の集団の高さが5m以上あることが判別できること。
表土の保全を要する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変を要する区域の全容が把握できること。 ・ 区域が広大な場合は、複数枚に分けて撮影。

- ・ 撮影位置および方向が分かる平面図を添付してください。（a、bの位置図への明示でも可。）

④計画図

a. 高さ10m以上の樹木の保存計画図

- ・ 保全措置を行なう樹木の位置、樹種、高さ、保全方法を記載してください。

b. 高さ5m以上の樹木の集団の保存計画図

- ・ 保全措置を行なう位置、範囲、面積、主な構成樹種、方法を記載してください。

c. 表土の保全計画図

- ・ 保全措置を行なう位置、範囲、面積、方法を記載してください。

(2)実施書の作成、報告

- ・ 事業竣工後、以下に示す実施書を提出し、確認を受けてください。

表2 樹木の保存・表土の保全実施書 標準添付書類一覧

	書類名	備考	数量
①	樹木の保存・表土の保全に関する計画書兼実施書（鑑）	計画書に添付したものの写しに、実施状況の欄を記入。	1部
②	位置図	宅地開発指導課に提出した書類の写しでも可。	
③	竣工図	①樹木の保存竣工図 ②表土の保全竣工図	
④	竣工写真		

添付書類	開発事業審査申出書に対する意見について（回答）（写）	当課からの回答。	
	開発事業審査申出書（写）	指導課等に提出した書類の表紙のみ。一部変更している場合は変更内容が分かるものを添付。	

書類解説

- ① 樹木の保存・表土の保全に関する計画書兼実施書（鑑）
 - ・ 計画時に添付したものの写しに、措置、変更理由を記入してください。措置方法が計画時と変わった場合はその内容と理由を記載してください。
- ③ 竣工図
 - ・ 竣工状況に合わせて、計画図と同様に作成してください。
- ④ 竣工写真…下記の状況が分かる写真を撮影してください。

項目	備考
高さ 10m 以上の樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全を行なった樹木の様子が分かること。 ・ 対象樹木が 10 本以下の場合は全数、11 本から 100 本までの場合は 10 本以上、それ以上の場合は 10 本につき 1 本以上撮影。
高さ 5m 以上の樹木の集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全を行なった樹木の集団の様子が分かること。 ・ 集団毎に撮影。（全数）
表土の保全を要する土地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表土の保全を行なった状況が分かること。 ・ 保全を行なった区域毎に撮影。

- ・ 撮影位置および方向が分かる平面図を添付してください。（③竣工図への記入も可。）

3. 樹木の保存の考え方

(1) 保存対象樹木等

①高さが 10m以上の健全な樹木	健全な樹木とは、「枯れていない」、「病害虫に侵されていない」、「主要な枝が折れていない」等樹容が優れているものです。
②高さが 5m 以上の樹木の集団の規模が 300 m ² 以上のもの。	「集団」とは、一団の樹林地で、5m以上の樹木が 1 本/10 m ² 以上の割合で存在する場合があります。

(2) 保存方法

①保存計画

- ・ 保存対象樹木が存する土地をそのまま存置し、植栽地や緑地または公園等に配置してください。ただし、対象となる土地をすべて植栽地等にするという主旨ではなく、植栽地等の配置設計において適切に考慮してください。また、原則として、街区公園において樹木の集団の保全を行なうことはできません。

②保存方法

- ・ 緑地、建築物の植栽、緩衝帯、法面、公園等において、現況のまま保存することを原則とします。（保存対象樹木又はその集団をそのまま存置しておくことを指し、地区内での移植又は植樹を指すものではありません。）
- ・ 保存対象樹木又はその集団の存する土地の枝張りの垂直投影面下については、切土又は盛土を行ってはなりません。

(3)「適用基準のただし書」の運用について

- ・ 開発区域の規模、用途、周辺の状況等を勘案して、以下の a から d に該当する場合は、保存の措置を講じる必要はありません。ただし、これらの場合でも、必要以上の樹木の伐採は避け、できる限り、植栽地、緑地、緩衝帯、法面、公園等で樹木の活用を図ってください。
 - a 開発区域の全域にわたって保存対象樹木がある場合。
 - b 開発区域の全域ではないが、植栽地、緑地、公園等の計画面積以上に保存対象樹木がある場合
 - c 南下り斜面の宅地予定地に保存対象樹木があり、公園等として活用できる土地は他にある場合。
 - d その他土地利用計画上やむをえないと認められる場合。

4. 表土の保全の考え方

(1)保全措置を講じる対象

- ・ 高さ1mを超える切土又は盛土を行う土地の面積の合計が1,000㎡以上となる場合が保全措置の対象となります。

(2)保全対象となる表土

- ・ 植物の生育に不可欠な有機物質を含む表層土壌。

(3)表土の保全方法

①	表土の復元	開発区域内の表土を造成工事中まとめて保存し、粗造成が終了する段階で、必要な部分に復元します。保存する土壌は、地表から厚さ20～40 cm程度とします。
②	客土	開発区域外の土地の表土を採掘し、その表土を開発区域内の必要な部分に覆います。この場合、他区域の表土をはがすことになるので、採取場所を慎重に選ぶ必要があります。
③	土壌の改良	土壌改良資材と肥料を与え、耕起します。

※ ②、③は表土の復元の次善の措置であり、表土の復元の措置が講じられない場合の代替措置として考えてください。

(4)表土の保全を行なう箇所

- ・ 一般に表土の保全措置を行うのが適当と考えられるのは、植栽の可能性のある箇所とし、公園、緑地、建築物の植栽地、緩衝帯（緑地帯）等とします。